

# 死亡退職金と弔慰金の非課税枠

## 非課税枠

死亡退職金		500万円×法定相続人数
弔慰金	業務上の死亡	役員報酬月額×36
	業務上以外の死亡	役員報酬月額×6

### 退職金・弔慰金の支給上の注意点

①退職金と弔慰金の支給規定を作成しておくこと

②過大な退職金は支払わないこと。不相当に高額な退職金のうち、相当な部分を超える金額は会社の経費として認められない

③死亡後3年以内に退職金の支払いを確定すること。3年経過後に支払いが確定した退職金は遺族の一時所得として所得税がかかることになっている。また、会社の株式の評価にあたって、その退職金を負債として資産価額から差し引くことはできない。

### POINT

被相続人が同族会社の役員等の場合、死亡退職金と弔慰金は必ず支払う。